

別表

種別		報酬等		備考
		報償金	交通費相当	
「SV相談」		16,500円/派遣	講師等に対し、居住地又は滞在地からその会場まで交通機関を利用した場合の費用を支給することができる。 ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。	1回の派遣に対する相談時間はおおむね2時間とする。
「総合的な支援調整の場（つながる場）」の支援		16,500円/派遣		1回の派遣に対する相談時間はおおむね2時間とする。
「研修会等」の支援	講師	7,100円/時間		・「研修会等」の活動時間については、派遣場所での実講義時間により決定するものとする。 ・講師が講習会等において同一の内容の講義をそれぞれ異なる対象者に2回以上にわたって行う場合には、第2回目以降の講義に係る謝礼金は20％程度減額（ただし、第1回目の講義と異なる日においてなされる初回の講義に係る謝礼金は10％程度減額）して計算するものとする。 ・「それ以外」とは協議会（座談会形式又はこれに類するもの）等の講師等をいう。
	それ以外	5,680円/時間		